

令和4年第6回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和4年6月24日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

### ○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎 2階 大会議室

### ○ 出席した委員 (18名)

1 番 村上 英登	8 番 赤羽 明人	1 5 番 倉田 益式
2 番 塩木 操	9 番 西村 功	1 6 番 吉瀬 久司
3 番 堀 敏	1 0 番 春日 知也	1 7 番 中嶋 隆
4 番 北澤 満	1 1 番 代田 和美	1 8 番 滝沢 久美子
5 番 堺澤 務	1 2 番 宮下 修	1 9 番 氣賀澤 道雄
6 番 田村 晴男 (遅刻)	1 3 番 木下 豊	
7 番 森 武雄	<del>1 4 番 上田 佳子</del>	

### ○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (4名)

2 0 番 菅沼 佳彦	2 2 番 大沼 昌弘	<del>2 4 番 小原 正隆</del>
2 1 番 白川 眞武	<del>2 3 番 宮澤 秀一</del>	2 5 番 米山 茂寿

### ○ 欠席した委員(3名)

1 4 番 上田 佳子	2 3 番 宮澤 秀一	2 4 番 小原 正隆
-------------	-------------	-------------

### ○ 事務局職員出席者

事務局長 野村 隆二 (市議会対応のため遅刻)  
次 長 山本 孝浩  
主 査 出口 大悟  
主 査 小林かおる

### ○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第27号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第29号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)

議案第30号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)

報告事項 農地法第5条第1項第8号の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 10 番 (春日)

議事録署名人 11 番 (代田)

開 会 令和4年6月24日 午後3時01分

次 長 (山本 孝浩君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

事務局長の野村が市議会に対応しておりますので、野村が戻るまでの間、私のほうで進めさせていただきます。

それでは、ただいまから令和4年第6回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

それでは、冒頭に、氣賀澤会長、御挨拶をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

暑い日が続いております。今日も30℃近くになりまして、畑の野菜も何か熱くてちょっとだれているような感じで、大丈夫かなあというような感じもしますし、ちょっと種もまいて、出てきた芽も何か大丈夫かなというような天候が続いております。

長期予報によりますと、6月は空梅雨で、7月8月は雨が多くなるというような予報が出ております。また雨が多いと8月のお盆頃に集中的に雨が降って去年のようなことにならないかと心配しているところであります。

また、全国農業新聞等でいろいろ話題になっておりますが、農業経営基盤強化促進法が改正されまして、ざっくり言うと、いわゆる駒ヶ根市として将来の農業や農地をどうしていくかっていう構想をつくって、地図を作って、それが法定化される、任意のものではなくて法律をバックグラウンドとしたものに定めていくことを進めてくださいというものになったようです。

前回この場でもありましたようにガイドラインをつくろうという話になっておりましたが、法律のほうでそのようになってきましたので、それを利用しながら駒ヶ根市としての案をつくっていかなければならないのかなというふうに思っております。

そこら辺は、ちょっとまた農政係のほうとも協議しながら、農業委員会の立場はどういう立場であって、どうすべきかについての調整のほうについては、また徐々に進めていこうと思っておりますので、また御協力をお願いしたいと思います。

暑い中での審議になりますが、御協力をお願いしまして、速やかに審議が進むことをお願いいたします。

どうもお疲れさまです。

次 長 (山本 孝浩君)

ありがとうございました。

続きまして会議前の一言と農業委員会憲章朗読を25番 米山茂寿推進委員、

25番

よろしく申し上げます。

(米山 茂寿君)

私の一言ということで、簡単に。

私は水田のほうを40町歩弱行っております。

それで、推進委員としては2期目になるわけですが、今までで一番やりがいがあったってことは1つだけで、移住の関係で、長野県と愛知県の県境にあるところから駒ヶ根市に移住をしたいということで、特に■■■■に移住をしたいということで話がありまして、それに携われたということが一番よかったなと感じております。

その方は、トマト栽培を向こうの愛知県でもやっていたわけですが、どうしてもアルプスが見えるところでやりたいということで、■■■■のほうに移住をしたいという話でした。それで、3年ぐらい前に一年かけて移住の関係をお手伝いしました。それが一番のよかったなあということです。

簡単ではありますが、以上になります。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませさせていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕(一同着席)

会長

(氣賀澤 道雄君)

これより令和4年6月1日付、告示第6号をもって招集した令和4年第6回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数17名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

14番 上田佳子委員、23番 宮澤秀一推進委員、24番 小原正隆推進委員より欠席の旨の届出、6番 田村晴男委員より遅刻の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において10番 春日知也委員、11番 代田和美委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第27号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査

(出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案

とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更一1で示した場所になります。

上赤須区、          の東1筆 361 m<sup>2</sup>になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、当初計画では住宅を建築する予定であったが経済的な事情により断念した、承継計画では、借家住まいである承継者が実家の両親の面倒を見たいと考え、実家の隣接地に住宅を建築するため住宅用地として転用したいというものでございます。

同日5条申請がございますので、後ほど御説明させていただきます。

以上1件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員として説明いたします。

ここにありますように平成8年に転用が認められた案件です。

単に住宅の建築者が替わるということでありますので、問題はないと思っております。

以上です。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第27号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第27号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書3ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 6 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 5 ページの左側を御覧ください。

5—1 で表示した場所になります。

北割 1 区、                    の西 3 筆、計 481 m<sup>2</sup>になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、特定建築条件付土地が 1 区画。

理由でございますが、譲受人は市内において不動産業を営んでおり、申請地西側の宅地と合わせて建築条件付土地として造成、販売するため当地を取得したい、譲渡人は農業経営規模を縮小したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

図面のうち斜線部分が一体的に利用する宅地部分となっております。

農振法等でございますが、                                    につきましては令和 4 年 2 月 28 日に農振除外が認可となっており、残る                    、                    につきましては農業振興地域内の農用地区域外となっております。

農地区分につきましては、                    、併せて                    につきましては 3 種農地となりまして、上下水道管理設、近くに                                    、  ありということでございます。

                    につきましては 2 種農地、消極的 2 種農地となりまして、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 5 ページの右側を御覧ください。

5—2 で表示した場所になります。

北割 2 区、                    の北 4 筆、計 524.9 m<sup>2</sup>になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、特定建築条件付土地が 1 区画。

理由でございますが、譲受人は市内において不動産業を営んでおり、申請地周辺は学校、また国道等に近く宅地としての立地条件がよいと考え建築条件付土地として造成、販売するため当地を取得したい、譲渡人は農業経営規模を縮小したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 3 年 7 月 2 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては                                    につきましては 3 種農地、上下水道管理設、近くに                    、                    あり、                    、こちらの 3 筆につきましては 2 種農地、消極的 2 種農地となりまして、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして3番となりますが、場所につきましては6ページの左側を御覧ください。

先ほどの計画変更で御説明させていただいた申請となります。

5-3で表示した場所となりますが、上赤須区、                    の東1筆361㎡になります。

3ページにお戻りください。

転用目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが、実家の両親の面倒を見たいと考え実家の隣接地へ住宅を建築するため当地を取得したい、譲渡人は住宅を建築する予定であったが経済的な事情により断念したため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成8年1月12日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして4番となりますが、場所につきましては6ページの右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

町3区、                    の南1筆292㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、譲受人は自身が経営する会社が事業用の駐車場を探していたことから、自身が所有する宅地と一体的に駐車場として整備し会社へ貸し付けるため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

図面のうち斜線部分が一体的に利用する宅地の部分となっております。

農振法等でございますが、用途地域内の工業地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして4ページを御覧ください。

5件目でございますが、場所につきましては7ページの左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

町3区、                    の北1筆447㎡になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は家庭菜園及び農機具置場、軽トラックの駐車場として敷地の利用を計画したが、自宅の敷地内では面積が不足するため当地



を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございしますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては2種、消極的2種農地となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして6件目でございますが、場所につきましては7ページの右側を御覧ください。

5—6で表示した場所になります。

こちらは追認の申請となります。

中沢区、          の東1筆100㎡になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございしますが、住宅敷地。

理由でございしますが、譲受人は自宅の敷地として長年借りていた当地を譲渡人の意向もあり取得することとした、しかし農地法の許可を受けていなかったことから、今回改めて手続を取り今後も引き続き住宅用地として利用するため当地を取得したい、譲渡人は長年譲受人に貸していたが将来のことを考えて所有権を移転したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございしますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては2種、消極的2種農地となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

以上6件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございます。

地元委員の補足説明をお願いいたします。

1 7 番 (中嶋 隆君)

1番ですけど、5月28日に現地確認を行いました。

現地は住宅と道路に挟まれた宅地ということで、家庭菜園的な農地ですので申請を適当と判断いたします。

2 番 (塩木 操君)

2番です。

この地籍は、図面を見てもらうと分かるようにちょうど交差点の角で、しかも少しここは高台になっております。

周りはほとんど家が建たったりしておりまして、ここに建て売り住宅を建てたいということでしたが、奥まっておりますので進入路の確保をということで、図面にありますように進入路も確保してありました。

高台であって、周りにも家が建たっていて、周りが農地へ接していないということで、問題ないと判断しました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

3 番ですが、先ほど計画変更で御説明した内容です。

ここは区画整理されたうちの 1 区画でありまして、現地確認をしましたが、草がぼうぼうで、早めに処理をしないと周りの方々に迷惑がかかるような状況でした。特に問題ないと判断しております。

以上です。

3 番 (堀 敏君)

4 番です。

6 月 8 日に現地確認をいたしました。

現地は■■■■の最南端でございます。

住宅がほとんどで、■■■さんの大きな工場があり、ちょうどその南側になります。

■■■さんは■■■■さんなんですけど、御自身が経営する会社の作業用車の駐車場を確保したいということで当地を選んでいるということで、特に守るべき農地ということでもございませんので、問題ないというふうに判断をいたしました。

それから、次のページの 5 番です。

これは■■■■の最北端になります。

譲受人は、農機具、軽トラック等の置場として当地を確保して、これから家庭菜園を営んでいきたいということで、これも特に守るべき農地ということでもありませんので、問題なかろうというふうに思います。

以上です。

6 番 (田村 晴男君)

6 番です。

6 月 9 日に現地確認をいたしました。

こちらの備考欄にもありますように、長年借りていた土地であります。

地図にありますように、住宅の上をしっかり黒い部分がかかっておりますけれども、向こうの説明ではほんのちょっとかかってしまっていたというような形でありまして、その周りの圃場もほとんど譲渡人の■■■さんの土地でありまして、特別問題になる点はないという確認をいたしました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 28 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第 29 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主 査 (小林 かおる君)  
議案書 8 ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について (貸借) を御説明し、御提案とさせていただきます。  
公告年月日でございますが、令和 4 年 6 月 30 日でございます。  
期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 861 m<sup>2</sup>でございます。  
貸手が 1、借手が 1 です。  
(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただき、9 ページに詳細が載っておりますので御確認をお願いします。  
以上、御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 29 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 29 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借) は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第 30 号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主 査 (小林 かおる君)  
議案書 10 ページをお開きください。  
それでは農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業) を説明さ

せていただきます。

公告年月日は令和4年6月30日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田4,406㎡、10年が田937㎡、合計で5,343㎡でございます。

貸手が3、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

11ページが利用権設定をする各筆の明細となっております。

3名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で3筆を貸し付けるということになっております。

権利の種類につきましては、それぞれ御覧ください。

12ページは利用配分計画の明細となっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございます。

13ページは貸借の一覧表です御確認を願います。

以上について御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第30号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第30号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、報告事項 農地法第5条第1項第8号の規定による転用通知について事務局より説明願います。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書14ページをお開きください。

農地法第5条第1項第8号の規定による届出がございましたので御報告いたします。

計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては15ページの左側を御覧ください。

報告事項—1で表示した場所になります。

中沢区■■■■になりまして、1筆1,190㎡のうち2.25㎡になります。

14 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、携帯電話基地局。

理由でございますが、申請人は駒ヶ根市中沢付近における楽天モバイル電波開設のため新たに携帯電話基地局を設置したいというものでございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては15ページの右側を御覧ください。

報告事項一2 で表示した場所になります。

こちらは中沢区■■■■1筆1,377 m<sup>2</sup>のうち2.25 m<sup>2</sup>になります。

申請目的でございますが、携帯電話基地局。

理由でございますが、申請人は駒ヶ根市中沢付近における楽天モバイル電波開設のため新たに携帯電話基地局を設置したいというものでございます。

以上2件につきまして御報告いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの件について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、報告事項については説明のとおり御了承ください。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和4年第6回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後3時28分